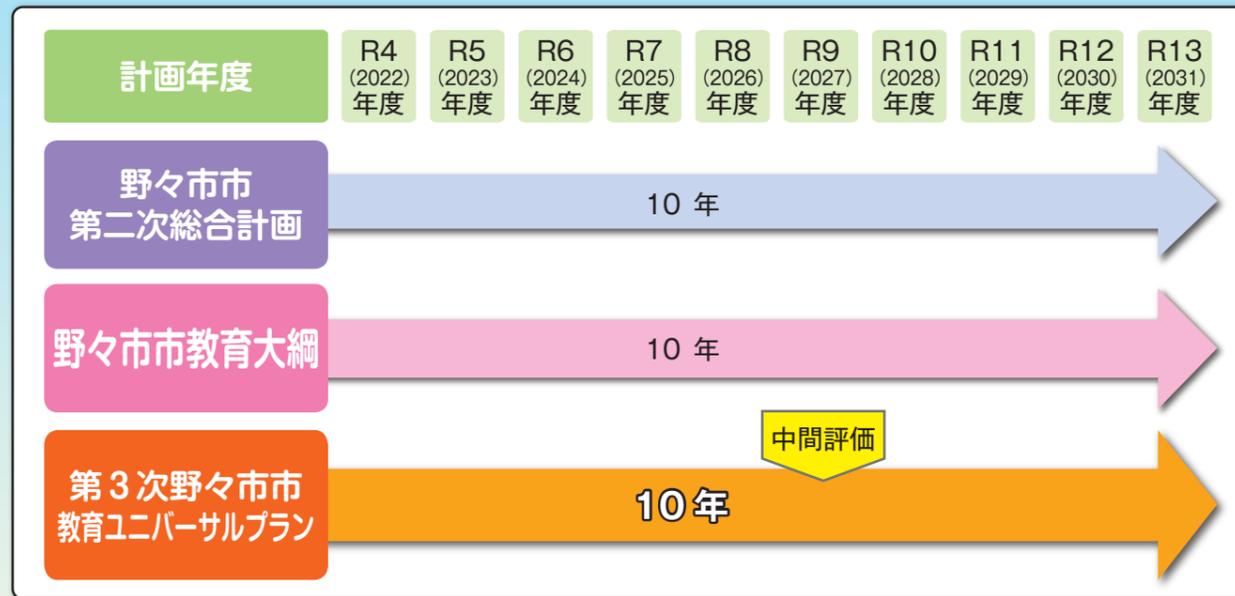


教育ユニバーサルプランの期間



第3次 野々市市 教育ユニバーサルプラン (教育振興基本計画)

令和4年度 >>>>> 令和13年度
(ダイジェスト版)

関係法令

「教育ユニバーサルプラン」(教育振興基本計画)の法的な位置づけ

教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【参考】「野々市市教育大綱」の法的な位置づけ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

第3次野々市市教育ユニバーサルプラン

令和4(2022)年3月

発行：野々市市教育委員会

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地 TEL(076)227-6113 FAX(076)227-6258



野々市市教育ユニバーサルプランの趣旨

「第3次野々市市教育ユニバーサルプラン」(教育振興基本計画)は、「第2次野々市市教育ユニバーサルプラン」が令和3(2021)年度末に計画期間を終了するにあたり、これまでの考え方を継承しつつ、教育をとりまく社会状況の変化などを踏まえ、令和4(2022)年度からの10年間の教育行政の方向性や基本的な施策を総合的・具体的に進めていくことを目的として、新たに策定しました。

当該計画は国の教育振興基本計画を参酌し、野々市市第二次総合計画に即して策定しています。また、野々市市教育大綱との整合性・連動性を図っています。

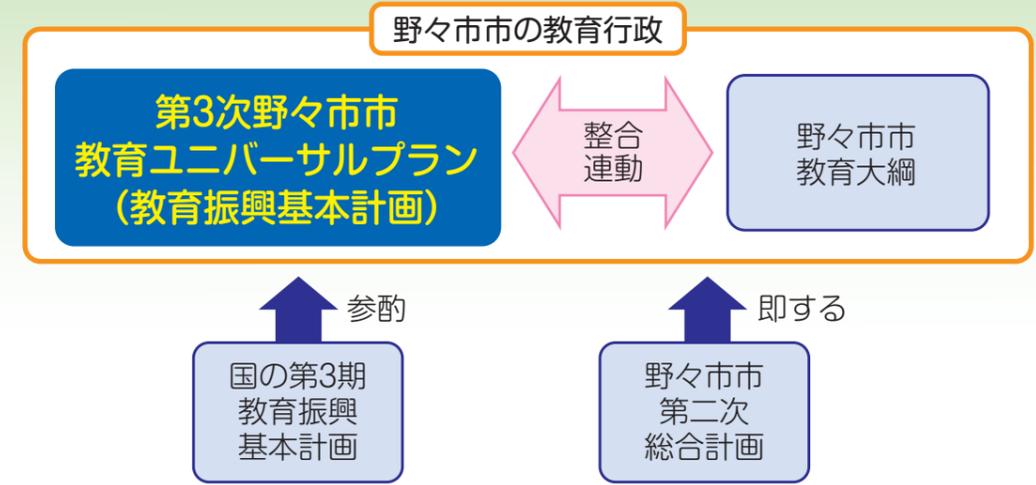
基本理念

「学びと出会い 夢かなう まち」

「あらゆる世代が交流しながら 生涯にわたって学び 楽しめるまち」をめざします。

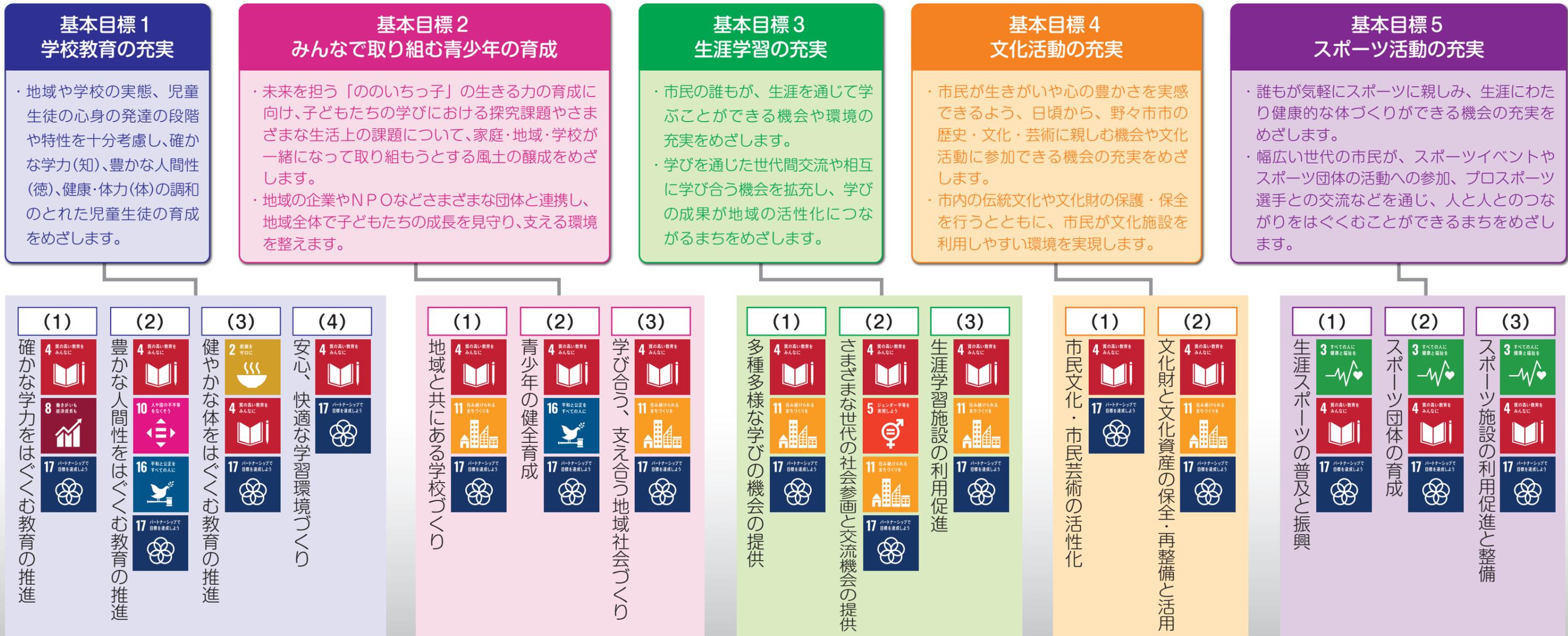
- 一人ひとりの学びが多くの人との出会いによって一人ひとりの夢がかなう「まち」
- 仲間同士の学び合いが多くの人々の共感を得ることによってみんなの夢がかなう「まち」
- まち全体が学びの空間となる「わたしのまち」ののいち

野々市市教育ユニバーサルプランの位置づけ



野々市市教育ユニバーサルプランの体系

「学びと出会い 夢かなう まち」



※野々市市教育ユニバーサルプランは持続可能な開発目標(SDGs)に取り組んでいます。